三豊市スポーツ協会加盟団体規程

　（目　的）

第　１条　この規程は、三豊市スポーツ協会会則（以下「会則」という。）第２１条の規定に基づき、加盟団体に関する事項を定めることを目的とする。

　（加　盟）

第　２条　会則６条に基づき、新たに加盟団体になろうとする団体は、次の書類を会長に提出しなければならない。

　（１）　加盟申請書

　（２）　規約

　（３）　役員名簿（役名、氏名、住所、電話番号）

　（４）　会員名簿（氏名）

　（５）　前年度の事業概要、当該年度の事業計画書

　（６）　前年度の決算書、当該年度の予算書

　（加盟団体）

第　３条　会則第５条第１号の町を単位とするスポーツ協会は、町を単位とするそれぞれの地域の総合的な統轄団体としての組織を有し、かつ、団体を代表し、会務を統轄する役員を定めなければならない。

　２　会則第５条第２号の三豊市内各競技団体は、市を単位とする総合的な統轄団体としての組織を有し、かつ、その団体を代表し、会務を統轄する役員を定めなければならない。

　３　会則第５条第３号の三豊市スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団及び香川県スポーツ少年団へ登録した市内の単位スポーツ少年団を統轄する団体としての組織を有し、かつ、その団体を代表し、会務を統轄する役員を定めなければならない。

　（報告及び届出義務）

第　４条　加盟団体は、毎事業年度終了後６月末までに次の書類を具して、事業の状況を報告しなければならない。

　（１）　当該年度の事業報告書

　（２）　次年度の事業計画書

　２　加盟団体は、規約の変更、役員の異動及び会員の変更が生じた場合は、直ちに届けなければならない。

　（負担金）

第　５条　加盟団体は、６月末までに負担金を納入しなければならない。

　（脱　退）

第　６条　会則第７条に基づき、この会を脱退しようとする場合は、理由を付した脱退届を会長に提出しなければならない。

　　　　附　則

　　　この規定は、平成２１年５月２１日から施行する。

附　則

　　　この規定は、令和３年４月１日から施行する。